

千葉市地域産業保健センター

千葉市地域産業保健センター(地さんぽ)では、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象に、労働安全衛生法で定められた健康診断の結果についての事後措置や長時間労働者、高ストレス労働者への医師の面接指導等の産業保健サービスを無料で提供していますので、労働者の健康管理にお役立てください。相談内容や個人・企業等の情報の秘密は厳守いたします。相談はすべて無料です。

主な相談の内容

1. 健康診断結果に基づく医師の意見聴取
2. 長時間労働者への医師の面接指導
3. ストレスチェック後の高ストレス者に対する医師の面接指導
4. 個別訪問による保健指導、作業環境管理等の相談・支援
5. 産業保健情報の提供

※相談は事前に申込が必要です。

別添の「利用申込書」を下記へFAXで送付してください。

※労働者50人未満の小規模事業場を優先しておりますので、本社等で産業医を選任している場合は、企業内で対応をお願いする場合があります。また、企業内に「総括産業医」が選任されている場合は支援対象外となります。

対象の地域

千葉市全域の事業所が対象です。

ご相談・お問合せ先

千葉市地域産業保健センター

TEL043-242-1220

FAX 043-242-1352

